

【改定前】

占用物件		占用料	
		単位	単価
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	310円
	第2種電柱		480円
	第3種電柱		650円
	第1種電話柱		280円
	第2種電話柱		450円
	第3種電話柱		620円
	その他の柱類		28円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	170円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	560円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	240円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	760円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	560円	
法第32条第1項第2号に掲	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	12円

【改定後】

占用物件		占用料	
		単位	単価
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	380円
	第2種電柱		580円
	第3種電柱		780円
	第1種電話柱		340円
	第2種電話柱		540円
	第3種電話柱		740円
	その他の柱類		34円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	200円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	280円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	680円	
法第32条第1項第2号に掲	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14円

掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<b>17円</b>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<b>25円</b>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<b>34円</b>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<b>50円</b>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<b>67円</b>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<b>120円</b>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<b>170円</b>
	外径が1メートル以上のもの		<b>340円</b>

掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<b>20円</b>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<b>30円</b>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<b>41円</b>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<b>61円</b>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<b>81円</b>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<b>140円</b>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<b>200円</b>
	外径が1メートル以上のもの		<b>410円</b>

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルに	<b>560円</b>
------------------------	--	--------------	-------------

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルに	<b>680円</b>
------------------------	--	--------------	-------------

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <b>0.004</b> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <b>0.007</b> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <b>0.008</b> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<b>380円</b>
	地下に設ける通路		<b>230円</b>
その他のもの		<b>560円</b>	

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <b>0.005</b> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <b>0.008</b> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <b>0.01</b> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<b>330円</b>
	地下に設ける通路		<b>200円</b>
その他のもの		<b>680円</b>	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	<b>8円</b>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	<b>76円</b>

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	<b>7円</b>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	<b>67円</b>

令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<b>76円</b>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<b>760円</b>
	標識		1本につき1年	<b>450円</b>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	1本につき1日	<b>8円</b>
		その他のもの	1本につき1月	<b>76円</b>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<b>8円</b>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<b>76円</b>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<b>760円</b>
		その他のもの		<b>380円</b>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<b>560円</b>
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <b>0.028</b> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<b>76円</b>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<b>56円</b>	

令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<b>67円</b>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<b>670円</b>
	標識		1本につき1年	<b>540円</b>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	1本につき1日	<b>7円</b>
		その他のもの	1本につき1月	<b>67円</b>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<b>7円</b>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<b>67円</b>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<b>670円</b>
		その他のもの		<b>330円</b>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<b>680円</b>
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <b>0.033</b> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<b>67円</b>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<b>68円</b>	

令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占有面積1平 方メートルに つき1年	Aに <b>0.02</b> を乗 じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <b>0.02</b> を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに <b>0.028</b> を 乗じて得た額
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		Aに <b>0.02</b> を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに <b>0.014</b> を 乗じて得た額
令第7条第10 号に掲げる施 設及び自動車 駐車場	建築物		Aに <b>0.02</b> を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに <b>0.014</b> を 乗じて得た額
令第7条第11 号に掲げる応 急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに <b>0.02</b> を乗 じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <b>0.02</b> を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに <b>0.028</b> を 乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <b>0.028</b> を 乗じて得た額
令第7条第13 号に掲げる施 設	トンネルの上又は自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの		Aに <b>0.02</b> を乗 じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <b>0.02</b> を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに <b>0.028</b> を 乗じて得た額

※Aは、近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占有面積1平 方メートルに つき1年	Aに <b>0.023</b> を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <b>0.023</b> を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに <b>0.033</b> を 乗じて得た額
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		Aに <b>0.023</b> を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに <b>0.016</b> を 乗じて得た額
令第7条第10 号に掲げる施 設及び自動車 駐車場	建築物		Aに <b>0.023</b> を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに <b>0.016</b> を 乗じて得た額
令第7条第11 号に掲げる応 急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに <b>0.023</b> を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <b>0.023</b> を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに <b>0.033</b> を 乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <b>0.033</b> を 乗じて得た額
令第7条第13 号に掲げる施 設	トンネルの上又は自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの		Aに <b>0.023</b> を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <b>0.023</b> を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに <b>0.033</b> を 乗じて得た額

※Aは、近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。